

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年8月27日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

# 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月27日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 保険証券等の提示について（指摘事項）</p> <p>岩神第五団地R棟屋上防水補修工事において、現場説明書並びに建設工事請負契約約款第51条第1項及び第2項で建設工事保険に付すことを求め、また、建設工事保険を締結したときは、その保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者へ提示しなければならないと定めているにもかかわらず、提示がされていなかった。</p> <p>請負者は、請負契約に基づく工事の施工で生じた損害を填補するために火災保険、建設工事保険その他の保険に付すこととしており、付した保険証券の写しを提示義務の対象としているため、現場説明書及び契約約款にのっとり契約履行を行うように改善されたい。</p>	<p>保険証券等については、工事の施工で生じた損害が填補されるものであるかなどその保険内容を把握することは重要であることから、現場説明書及び建設工事請負契約約款に基づき、請負者に対して火災保険、建設工事保険等へ加入がされているか、また、その内容確認のため、加入した保険証券等の写しを直ちに提出させることを徹底するとともに、工事監理チェックリストを作成し、工事の各段階において、必要な手続き、書類の確認をチェックリストに沿って行うことにより、確認や手続きに落ちがないように事務改善を行うこととした。</p>